

質問に対する回答

質問番号	質問内容	回答
1	仕様書 5 派遣職員(1)「オ」に関してこどもと関わる業務に従事したことがある者でございますが何をもちて従事の経験を判断するのでしょうか。本人からの口頭による申し出だけでよろしいでしょうか。	雇用の際に履歴書等で経歴を確認するなど、適正な方法にてご判断いただければと思います。 また、市に対しては、仕様書 17 その他 (2) において、派遣職員の派遣就業に当たり、あらかじめ派遣職員の氏名及び業務経験年数等の資格等を書面により通知いただくこととしておりますので、当該書類にてこどもと関わる業務に従事したことがあるかを判断させていただきます。
2	仕様書 5 派遣職員に関して原則週3日以上とございますが、後の6就業日では週5日の表記されており、勤務日数に関しては週3～5日で可能という認識でしょうか。	業務としては月曜日から金曜日までの週5日としておりますので、万が一、週3日しか勤務できない派遣職員の方がおられる場合は、残りの2日は別の派遣職員を派遣いただき、足して週5日を満たしていただくことや、3人の派遣職員を2週間(10日)でローテーション勤務をしていただくことなどを考えております。
3	今回募集要項の中で学生も可能とお見受けしますが、身だしなみに関して髪色やネイルなど規定はございますか。	身だしなみについて、特段の規定は設けておりませんが、事業に参加することと接触等により、怪我を負わせないように、可能な限り爪は短くしたり、装飾品は外しておくなど心がけていただければと思います。
4	万が一、契約締結後、紹介が叶わず成約に至らなかった場合、指名停止などのペナルティはございますか。	ペナルティはありません。

5	募集要項 6 応募書類ウに関してこれらの業務実績が確認できる書類とございますが、これらの書類に学童派遣の実績も含まれますでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	募集要項 10(3)に「新たに市内在住者を雇用して事業を実施する場合は、獲得した点数の合計に 5%を加算する」とありますが、プロポーザル提出時点では実際に雇用する人材が確定していない場合もあるかと存じます。 この加点項目については、どのような基準で評価・判断されるのでしょうか。	当該事業の実施に当たり、これから新たに雇用する人材を全て尼崎市民で募集するといった提案があった際に加点を行います。
7	採用に関して年齢の上限はございますでしょうか。	年齢の上限は設けませんが、長時間をこどもと過ごすことから、健康的で体力がある方が望ましいと考えます。
8	仕様書「3 業務実施期間」 【契約締結日から令和 8 年 7 月 1 8 日までの間に事前の实地研修として、小学校内に併設するこどもクラブに 2 日程度従事する】 ⇒实地研修に参加できない場合、派遣できないのでしょうか。 实地研修時の賃金・通勤費はどのようになるのでしょうか。	原則として、事前の实地研修に参加いただくことを想定しておりますが、都合等により参加できない場合は、予め、対象校、参加予定者名、不参加の理由をご報告の上、市の承諾を得てください。また、实地研修につきましても実労働時間として、契約単価を乗じて委託料として請求していただくことになります。(あくまでも「委託料」としてお支払いするため、「賃金」や「通勤手当」とは異なります。※実費弁償は発生しません。)

9	仕様書「5 派遣社員 (4)」 【特定性犯罪事実該当者に該当しない者であること】 ⇒当該法律の施行日が令和8年12月25日となっていること、また、派遣元での犯罪事実確認が不可のため、事実確認においては、書面での確認となりますが問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	仕様書「7 就業時間」 ⇒ア・イ・ウの就業時間は固定か。シフトかどちらになるのでしょうか。 また、シフト勤務の場合、固定のみの希望である者は就業不可でしょうか。	原則、固定としますが、日によって変更になる場合も考えられます。
11	仕様書「17 その他 (11)」 【指揮命令者の指示に基づき、会議、研修等に参加すること。】 ⇒研修会場までの通勤費および出席時の賃金は請求可能でしょうか。	指揮命令者の指示に基づく、会議や研修等も実労働時間として、契約単価を乗じて委託料として請求していただくことになります。(あくまでも「委託料」としてお支払いするため、「賃金」や「旅費」とは異なります。※実費弁償は発生しません。)
12	【仕様書「8 時間外労働」】 平均時間外労働は何分ほどでしょうか？	当該事業の開所時間が8時15分から19時までであり、就業時間はそのうち7時間45分(休憩1時間を含む)としているため、最大で2時間/日の時間外労働を命じる場合がありますが、今年度から新たに実施する事業であることや、勤務先の日々の配置体制など状況により変わることから、平均の時間外労働時間を見込むことはできません。
13	【仕様書「5 派遣職員(5)」】 派遣先の小学校は変わる可能性があるとなっているが交通費は別途請求できるのか。単価に含んでの事となるのでしょうか。	あくまでも「委託料」としてお支払いするため、「賃金」や「通勤手当」とは異なります。※実費弁償は発生しません。

14	【仕様書「5 派遣職員(5)」】 昨年度に同地区以外で配置場所の異動が行われる事例は発生しましたか。また、発生していた場合、元から新しい勤務場所両方の名前をご教示いただけますでしょうか。	当該事業は今年度から新たに実施するため、前年度以前は実績がありませんが、基本的に同じ小学校での勤務を予定しております。なお、日によっては、別の小学校への応援派遣をお願いする場合も考えられます。 また、配置先でのトラブルなど、個別の事情により配置換えが望ましい場合は、派遣元と協議の上、対応を決める予定です。
15	【仕様書「17 その他(12)」】 自転車通勤は大丈夫との事ですが自動二輪車はいかがでしょうか。	自動二輪車も使用可能です。ただし、学校敷地内の所定の場所に駐輪・駐車いただきますようお願いします。
16	【仕様書「17 その他(10)」】 過去に発生したことのあったトラブル、児童の事故等ありましたら共有ください。	当該事業は今年度から新たに実施するため、前年度以前は実績がありませんが、児童に関するトラブルとしては、夏季休業期間中の実施となりますことから、屋外活動時の熱中症や、校舎内外での転倒、児童同士の接触などが考えられます。また、児童同士のケンカ等があった際も仲裁や事情確認の対応が必要と考えられます。 そのほかには、使用施設・設備の損傷や故障などが発生した場合は指揮命令者に報告の上、指示に従ってご対応いただくようお願いいたします。
17	【仕様書「2 業務内容(2)対象児童」】 各小学校の想定される児童数を教えていただけますでしょうか。	1日の最大利用人数は44人程度としておりますが、令和8年6月1日時点で待機児童となっている児童の保護者に事業の実施案内を送付しますので、学校ごとに対象人数が異なります。(詳細人数は契約後に分かり次第、情報共有する予定です。)

以 上